

## 春日井市職員兼業取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条並びに春日井市職員服務規程（平成2年春日井市訓令第2号）第15条及び第29条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事しようとする場合等について必要な基準等を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職及び同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除いた一般職の職員をいう。
- (2) 兼業 職員が営利企業等の役員、従業員、顧問その他の立場で従事すること（設立に関する法律等により営利を目的としないとされている法人及び団体において報酬を得て従事する場合を含む。）又は自営を行うことをいう。
- (3) 営利企業等 会社、個人事業、協同組合その他営利行為を営む法人及び団体をいう。
- (4) 自営 自己の名義で営利企業を営むこと又は営利を目的とした活動を行うことをいう。

### (許可基準)

第3条 職員は、兼業に当たり、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 職務の公正性に対する支障又は疑念を生じさせるおそれがあること。
- (2) 職務の遂行に支障があると認められ又はそのおそれがあること。
- (3) 公務員としての信用を失墜し、又は品位を損なうおそれがあること。
- (4) 職務上知り得た秘密の流用又は漏えいにつながるおそれがあること。
- (5) 報酬（その名称の如何を問わず、労務又は労働の対価として支払われるものをいう。ただし、労務等の対価の意味合いを持たない謝礼や実費弁償とし

での交通費等は含めない。)の額が社会通念上相当と認められる額を超えていること。

(6) 前各号に掲げるもののほか地方公務員法及び春日井市職員服務規程の趣旨に反すること。

2 営利企業等への従事にあつては、次の各号のいずれにも該当する場合に限り許可を行う。

(1) 職員としての時間外勤務時間及び営利企業等へ従事しようとする時間を合算して、1月当たり100時間未満又は1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月から5月までの期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間未満とすること

(2) 前号における営利企業等へ従事しようとする時間について、次のアからウまでに掲げる時間数以下とすること

ア 1月において営利企業等へ従事しようとする時間について30時間

イ 1週において営利企業等へ従事しようとする時間について8時間

ウ 勤務時間が割り振られた日において営利企業等へ従事しようとする時間について3時間

(3) 地域振興、文化振興、社会福祉、環境保全その他の社会貢献に資するもの

(4) 職に関連した専門的な知識を活かして行う事業又は事務であつて、従事することにより市政の普及、学術研究の向上若しくは社会教育に寄与すると考えられるもの又は公益性が高い事業

3 不動産賃貸、太陽光電気の販売、農業等について、次の基準に該当する場合は、自営として許可を受けなければならない。

区分	基準
不動産賃貸	次のいずれかに該当するもの (1) 独立家屋の賃貸が5棟以上 (2) 独立家屋以外の建物の賃貸で、独立区画が10区画以上 (3) 土地の賃貸が10件以上 (4) 駐車場の賃貸の場合、駐車台数が10台以上 (5) 賃貸に係る不動産等が別の事業の用に供される場合

	(6) 賃貸料収入の合計が年額1,000万円以上見込まれる場合 (7) 前各号と同程度以上と認められるもの
太陽光電気 の販売	販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50kW以上のもの
農業等	大規模に経営され、客観的に営利を目的と判断されるもの（継続的販売実績、規模・設備投資、雇用の有無等を総合考慮する。） ただし、常設の店舗（インターネット等を含む。）を設けていないこと

- 4 不動産賃貸は、不動産及び駐車場の管理業務を事業者に委ねること等により職務の遂行に支障が生じないことが明らかな場合に限り許可を行う。
- 5 前2項の場合において、名義が職員本人以外である場合は、職員本人が当該営利活動を営むものと客観的に判断されるときは、自営とみなす。
- 6 不動産賃貸、太陽光電気の販売及び農業を除く自営にあつては、次の各号のいずれかに当てはまる場合に限り、許可を行う。
- (1) 職員を当該事業の業務の遂行のための責任者としていないこと。
  - (2) 地域振興、文化振興、社会福祉、環境保全その他の社会貢献に資するもの
  - (3) 職に関連した専門的な知識を活かして行う事業又は事務であつて、市政の普及、学術研究の向上又は社会教育に寄与すると考えられるもの
  - (4) 相続、遺贈等により家業を継承したもの
- 7 講演、研修、審査・評価、パネリスト、原稿執筆その他これらに類する行為で、単一又は短期間に限定され、継続性又は反復性が認められないものについては許可を必要としない。ただし、主催者又はテーマが同一なものであっても、先の依頼があつたときに定期的・継続的な意図が認められなければそれぞれ別個のものとして取り扱うものとする。

(許可条件)

第4条 許可に当たっては、肩書等の表示（兼業に関連して行う印刷物、ウェブサイト、SNSその他媒体における職員の肩書、所属、氏名等の表示をいう。）の制限、兼業における従事時間等の条件を必要に応じて付すものとする。

(兼業の許可申請)

第5条 春日井市職員服務規程第15条第1項の規定に基づき、任命権者の許可を受ける場合は、所属長を経由しなければならない。

2 春日井市職員服務規程第15条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に規定する書類を提出しなければならない。

(1) 営利企業等への従事をしようとする場合

- ア 従事する事業又は事務の概要が分かる書類
- イ 従事先の団体の活動実績が分かる書類
- ウ 収入額の見込みが分かるもの
- エ アからウまでに掲げるもののほか許可又は不許可を判断するために必要となる書類

(2) 不動産賃貸をしようとする場合

- ア 不動産登記簿の謄本等、賃貸する不動産の状況が分かるもの
- イ 賃貸借契約書の写し等の賃貸料収入額が分かるもの
- ウ 管理業務契約書等の不動産等の管理方法が分かるもの
- エ アからウまでに掲げるもののほか許可又は不許可を判断するために必要となる書類

(3) 太陽光電気の販売をしようとする場合

- ア 太陽光発電設備の仕様書等の定格出力が分かるもの
- イ 太陽光電気の販売契約書等の販売内容が分かるもの
- ウ ア及びイに掲げるもののほか許可又は不許可を判断するために必要となる書類

(4) 自営をしようとする場合（不動産賃貸及び太陽光電気の販売を除く。）

- ア 従事する事業又は事務の概要が分かる書類
- イ 収支計画書等の収支の分かるもの
- ウ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることが分かる書類
- エ アからウまでに掲げるもののほか許可又は不許可を判断するために必要

となる書類

3 相続、遺贈等により家業を継承した者は、前項各号に規定する関係書類に加え、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 職員が当該事業を継承したことが分かる書類
- (2) 事業報告書、組織図等の当該事業の概要が分かるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか許可又は不許可を判断するために必要となる書類

(許可の期間及び取消)

第6条 許可の有効期間は最長3年とし、職員がその兼業を継続しようとする場合は、有効期間満了前に再度の申請を行わなければならない。

2 前項にかかわらず、次の場合において兼業の許可を受けた職員が引き続き兼業を行おうとするときは、再度の申請を行わなければならない。

- (1) 昇任、配置換又は併任等により異動が生じた場合
- (2) 兼業内容の全部又は一部変更があった場合

3 許可時に付された条件に違反する場合又は兼業による公務への支障が生じた場合は、同条件を変更し、又は兼業の許可を取り消すものとする。

(その他)

第7条 次の各号に該当する者は、兼業を許可しない。ただし、不動産の賃貸、太陽光電気の販売、家業の継承その他任命権者が認めるものについては、この限りではない。

- (1) 産前産後休暇、育児休業、自己啓発等休業又は介護休暇を取得している者
- (2) 自己の傷病により勤務ができない状態の者
- (3) 部分休業、育児短時間勤務、介護時間又は修学部分休業を取得している者

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、兼業の取扱いについて必要な事項は、任命権者が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日以後の申請による兼業の許可について適用し、同日前の申請による兼業の許可については、なお従前の例による。